

事業主の皆様へ

令和3年10月

新型コロナワクチン接種を受けやすい環境整備のお願い

新型コロナワクチンの接種については、発症予防や重症化防止の効果が期待できることから、より多くの県民の皆様にご検討いただきたいと考えております。

県内では65歳以上の高齢者への接種がおおむね完了しており、現在、各市町村において一般の方への接種が進んでいるところですが、働いている方も多いことから、接種においては職場における理解が必要です。

事業主の皆様におかれましては、希望する従業員が気兼ねなく接種することができるように、副反応により体調を崩した場合には休暇取得を可能とするなど、ワクチン接種を受けやすい環境整備に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【参考】厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

なお、ワクチン接種は強制ではなく、あくまで本人の意思に基づき接種を受けるものです。

体質や病气療養中などが理由で接種が受けられない方や、接種に強い不安を感じている方もいらっしゃいます。

職場などでの接種の強制や、接種を受けていない方への差別や偏見につながる行為、誹謗中傷などが起こらないよう、職場での配慮も併せてお願いいたします。

【相談窓口】

○島根労働局総合労働相談コーナー Tel:0852-20-7009

松江 Tel:0852-40-2939 出雲 Tel:0853-21-1240 浜田 Tel:0855-22-1840 益田 Tel:0856-22-2351

○島根県人権啓発推進センター 松江 Tel:0852-22-7704 浜田 Tel:0855-29-5530

[問合せ先]

(ワクチン接種に関すること)

島根県健康福祉部

感染症対策室

Tel : 0852-22-6176

(差別・偏見などに関すること)

島根県環境生活部

人権同和対策課

Tel : 0852-22-6476